

入 札 心 得

第 1 条 入札参加者は、仕様書、及び契約書案等を熟知のうえ入札しなければならない。これらの場合について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、別添様式により作成し、封緘して入札通知書に示された場所及び日時に提出しなければならない。

3 入札参加者が、代理人（入札参加者により完成された入札書を提出する使者は含まない。）により入札させるときは、入札前に委任状を提出しなければならない。

4 入札参加者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

第 2 条 入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合あるいは天災地変その他やむを得ない場合で入札を公正に執行することができないと認められるときは、該当入札参加者を入札に参加させず、あるいは入札の執行若しくは開札を延期し、又は入札若しくは開札を取りやめることがある。

第 3 条 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実のあった後 2 年間公立学校共済組合愛知支部（以下「組合」という。）の行う競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についてもまた同様とする。

(1) 契約の履行にあたり、故意に製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為があった者。

(2) 競争入札に際し、その公正な執行を妨げた者又は不正の利益を得ることを目的として談合した者。

(3) 落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

(4) 契約の履行のための監督又は検査に際し、関係職員の職務の執行を妨げた者。

(5) 正当な理由がなくして契約を締結しなかった者、又は契約を履行しなかった者。

(6) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他使用人として使用した者。

第 4 条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格を有しない者の入札

(2) 委任状を提出しない代理人の入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に提出しない入札

(4) 入札に際し談合等の不正行為があった入札

(5) 同一事項に対し、2 以上の意思表示をした入札

(6) 記名のない入札

(7) 誤字、脱字若しくは改訂、破損等により金額、住所、氏名その他入札書の記載事項が確認で

きない入札

(8) その他入札に関する条件又はあらかじめ指示した事項等に違反した入札

第5条 落札者の決定方法は次のとおりとする。

買入れ借入れ等、組合の支出の原因となる契約にあっては、予定価格以内で最低価格をもって入札した者。

2 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは直ちにくじで落札者を決定する。

3 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない組合職員にくじを引かせる。この場合、入札者は異議を申し立てることができない。

第6条 開札をした場合において落札とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

第7条 再度の入札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、随意契約として、最低価格の入札者から見積書の徴取を行う。

第8条 契約は組合の予算審議の終了後、確定するものとする。

第9条 契約書を作成する場合は、落札通知を受けた日から7日以内に所定の契約書に記名押印して組合に提出しなければならない。この場合、契約保証金を納付すべき契約にあっては、同時に契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の期間は、組合において必要があるときは、変更することがある。

3 落札者が前項の期日までに記名押印して契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うものとする。

第10条 入札をした者は、入札後、この心得、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。